

職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

職員の分限に関する条例（昭和26年8月3日条例第43号）の一部改正

第1条に係る部分

新	旧
<p>（休職の事由）</p> <p>第2条 任命権者は、<u>愛媛県立医療技術大学及び愛媛県立医療技術短期大学の学長、学部長、教授、助教授及び講師（常時勤務する者に限る。）並びに助手が学校、研究所、病院その他人事委員会の指定する公共的施設において、その職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年愛媛県条例第4号）第2条第1項の規定による派遣の場合を除く。）</u>には、これらを休職にすることができる。</p>	<p>（休職の事由）</p> <p>第2条 任命権者は、<u>_____愛媛県立医療技術短期大学の学長_____、教授、助教授及び講師（常時勤務する者に限る。）並びに助手が学校、研究所、病院その他人事委員会の指定する公共的施設において、その職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年愛媛県条例第4号）第2条第1項の規定による派遣の場合を除く。）</u>には、これらを休職にすることができる。</p>

職員の給与に関する条例（昭和26年11月16日条例第57号）の一部改正

第2条に係る部分

新	旧
<p>別表第5（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">大学教育職員給料表</p> <p>省略</p> <p>備考 この表は、大学に勤務する学長、学部長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。</p>	<p>別表第5（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">大学教育職員給料表</p> <p>省略</p> <p>備考 この表は、大学に勤務する学長_____、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。</p>

愛媛県職員定数条例（昭和30年9月3日条例第32号）の一部改正

第3条に係る部分

新	旧
<p>（職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）知事の事務部局の職員</p> <p>ア 知事の事務部局の職員（<u>愛媛県立医療技術大学及び愛媛県立医療技術短期大学の職員を除く。</u>） 4,561人</p>	<p>（職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）知事の事務部局の職員</p> <p>ア 知事の事務部局の職員（<u>_____の職員を除く。</u>） 4,562人</p>

新	旧
イ <u>愛媛県立医療技術大学及び愛媛県立医療技術短期大学の職員</u> <u>74人</u> (2)~(8) 省略 計 7,374人	イ <u>愛媛県立医療技術短期大学の職員</u> <u>73人</u> (2)~(8) 省略 計 7,374人